



## 【建築】指定障害福祉サービス事業所等の新規指定申請・事業所の所在地変更・

### 共同生活住居の追加・事業所の増設前の事前協議について

#### 事前協議とは

●指定障害福祉サービス事業所等に係る下記の申請・届出の際に、建築基準法の取り扱いについて確認し、建築指導課と事前協議を行うものです。(消防の協議は別になります。)

- ・新規指定申請
- ・事業所の所在地の変更
- ・共同生活住居の追加
- ・共同生活住居の居室数の増加
- ・事業所の増設
- ・事業所の面積増加

●協議完了後、「社会福祉施設等の新設等に係る建築基準法の取扱いについて」(協議書)を発行しますので、障害福祉サービス指導課に提出する申請書類に添付してください。

#### 事前協議の進め方

①以下の書類を事前に準備

- 建築計画概要書
- 台帳記載事項証明書
- 平面図(面積・各部屋の使い方を記入)
- 地図(建物の位置が分かるもの)
- 記入票

建物の存在する区役所の街並み形成課で取得できます。

- ・建築計画概要書 1枚 10円
- ・台帳記載証明書 1通 300円(発行まで数日かかります)
- ※1 台帳記載事項証明書は、H11年5月1日以降に受付された建物については「処分の概要書」で可(1枚 10円)
- ※2 上記の書類はコピー可

②建築指導課へ上記書類を提出

提出には、メール又は窓口にて受付します。

##### メールの場合

- ・上記書類を添付したメールを建築指導課あて送付してください。
- ・内容に不備がなければ、メールにて協議書を送付します。(不備がある場合は、電話等で確認させていただきます。)

(建築指導課メールアドレス)

[tos009420@city.sendai.jp](mailto:tos009420@city.sendai.jp)

##### 窓口の場合

- ・上記書類を持参の上、9:00~16:00の間に建築指導課の窓口へお越しください。

- ・内容に不備がなければ、協議書を発行します。(窓口で発行もしくはメール送付)

(建築指導課窓口)

仙台市青葉区二日町 12-34 オンワード樺山仙台ビル7階

#### 法令の確認項目について

- 確認申請(用途変更含む)が不要でも、所有者(管理者)は利用者の安全確保のため建築基準法へ適合した状態に維持するよう努めなければなりません。
- 法適合で確認すべき例として、採光、排煙、非常用照明等の他、地区計画への適合や、建物の用途変更の有無等があります。ご不明の場合は、建築士等の専門家の意見を聞いて計画を進めるようにして下さい。

#### ご連絡先

仙台市 都市整備局 建築指導課 指導係

TEL : 022-214-8348(直通) FAX : 022-211-1918